

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報

携帯電話は自分に合った機種を選びましょう

ガラケーの電池パックを交換しに携帯電話ショップに行った。機種変更するつもりはなかったが「今より毎月の料金が3千円安くなる」と言われ、スマホの契約をした。さらに、タブレットも勧められ、新機種に変更した。しかし、スマホは電話の出かたが分からず、タブレットも機種が違うため、電源の入れ方が分からず使っていない。返品したいができないと言われた。



(80歳代 男性)

【ひとこと助言】

契約する際は、自分の使い方に合っているかをよく確認し、できるだけ周りの人に相談しましょう。また、操作方法に不安があるときは、店員に確認し、理解してから契約しましょう。事前にスマホ教室などを利用して、操作方法を確認しておくのもよいでしょう。タブレット端末や光回線などを勧められるケースもあります。契約する前に、契約内容や料金を確認し、不要な契約は断りましょう。条件を満たしていれば初期契約解除制度や確認措置などにより、契約の解除ができる場合もあります。

～国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

見守り 新鮮情報

テレビショッピング 返品条件をよく確認！

テレビショッピングで「1週間以内返品可能」と言っていたマッサージチェアを購入した。うまく使えないため返品を申し出たが「通電した商品は返品できない。テレビ画面でも表示している。」と言われた。録画していたので確認したところ、最後に小さな文字で表示されていたが気付かなかった。返品したい。

(70歳代 女性)

【ひとこと助言】

番組内で「返品可能」などと紹介されていても、「未開封・未通電に限る」など、様々な条件が付いていることがあります。商品の印象や価格のお得感ばかりに気を取られず、冷静に判断することが大切です。テレビショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、返品については事業者の定めたルールに従うことになります。電話で注文する際には、返品条件などを改めてしっかり確認しましょう。



～国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください）
- ◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎188※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

